

物資の流通の効率化に関する法律施行令及び
独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部を改正する政令案について
(概要)

1. 背景

今般、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）が令和 8 年 5 月 20 日に公布され、改正法による改正後の物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号。以下「改正物流効率化法」という。）において、新たに貨物自動車中継輸送実施計画の認定制度等が創設された。

これに伴い、改正物流効率化法第 74 条により、同法第三章（貨物自動車相互間の中継輸送の促進）の国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができることとなった。

2. 概要

改正物流効率化法第 74 条に基づき、貨物自動車中継輸送実施計画の認定等に係る国土交通大臣の権限（一の地方運輸局の管轄区域内のみにおいて実施される貨物自動車中継輸送事業に係るものに限る。）について、当該区域を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任する等の改正を行う。

3. スケジュール（予定）

閣議：令和 8 年 10 月上旬

施行：令和 8 年 11 月 1 日